

## 平成25年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第105号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	9月18日
議案第106号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第107号	宝塚市水道事業分担金条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第108号	宝塚市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第109号	宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第110号	平成24年度宝塚市水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第111号	平成24年度宝塚市下水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第113号	財産（災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材）の取得について	可決 (全員一致)	
議案第118号	公の施設（宝塚市営住宅）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第119号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第120号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第121号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第122号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第123号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第124号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第125号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	

## 審査の状況

① 平成25年9月12日 (議案審査)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○伊藤 順一 石倉 加代子 伊福 義治  
大島 淡紅子 坂下 賢治 中野 正 藤本 誠

② 平成25年9月18日 (議案審査)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○伊藤 順一 石倉 加代子 伊福 義治  
大島 淡紅子 坂下 賢治 中野 正 藤本 誠

③ 平成25年10月7日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○伊藤 順一 石倉 加代子 伊福 義治  
大島 淡紅子 坂下 賢治 中野 正 藤本 誠

(◎は委員長、○は副委員長)

平成25年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第105号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
空き家等の適正管理のあり方について調査、審議する附属機関として、空き家等の適正管理に関する検討委員会を設置し、調査、審議の終了後、平成27年3月31日をもって、当該委員会を廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点 1</b>	条例の妥当性
<b>論 点 2</b>	現状の課題と今後の方向性
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問 1	空き家対策について様々な要望があるが、市民の声をどう条例に取り入れるのか。
答 1	現在、自治会に危険性の高い空き家について調査を依頼しており、結果を取りまとめて委員会へ報告する。委員構成に市民公募委員も含まれており、条例制定にあたってはパブリックコメントを行うなど、反映できるものは反映していきたい。
問 2	平成27年3月31日をもって、当該委員会を廃止するとしているが、条例制定をもって役割は終わると考えているのか。制定後の検証は。
答 2	制定後は第三者機関の検証を想定。検討委員会からの参画も考えており、全員入れ替えることは想定していない。
問 3	倒壊の危険性のある空き家以外の苦情も、委員会で検討として欲しい。環境面に詳しい方を検討委員会に入れることは可能か。
答 3	充分検討は可能と考えるが確約は出来ない。メンバーに含まれなかったとしても、そういう意見があったということは伝える。
問 4	危険家屋のチェックを素人にしてもらうのは酷ではないか。自治会を通じて無償でチェックしてもらうのは虫が良すぎるのでは。
答 4	市民にも問題意識を持ってもらう意味合いもある。チェックをしていただくに当たり、できるだけ丁寧に説明していきたい。
問 5	居住者はいるが管理ができていない家屋などは対象となるのか。
答 5	今回は6カ月以上居住されていない空き家が対象となる。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成25年第3回(9月)定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>
議案第106号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>
仁川団地地区における地区計画の都市計画の変更にあわせて、地区整備計画で定められたもののうち、特に重要な建築物の敷地、構造又は用途に関する事項の制限を当該地区計画の区域内における建築物の制限として変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。 また、北売布ガ丘地区において、地区の名称が売布自由ガ丘地区に変更されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b> なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>
なし
<b>自由討議</b> なし
<b>討 論</b> なし
<b>審査結果</b> 可決(全員一致)

平成25年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
<p>議案第107号 宝塚市水道事業分担金条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第108号 宝塚市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について</p>	
<b>議案の概要</b>	
<p>(議案第107号)</p> <p>水道事業分担金に係る延滞金について、市税に準じた取扱いとすることとし、延滞金の利率を引き下げる特例措置を設けるため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>(議案第108号)</p> <p>下水道事業受益者負担金に係る延滞金について、市税に準じた取扱いとすることとし、延滞金の利率を引き下げる特例措置を設けるため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>	
<b>論 点 1 条例改正の妥当性について</b>	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	延滞金の利率の引き下げは、宝塚市全庁挙げての取り組みか。
答1	そのとおり。
問2	平成24年度延滞金の総額は458,900円。利率が14.5%から9.25%に引き下げられても大きな影響はないと考えて良いか。
答2	予算規模から見ると大きな影響は生じない。
問3	延滞金に減免制度はあるのか。
答3	天災地変や市長が必要と認める場合に減免できる規定はあるが、実際に適用された実績はない。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	<p>議案第107号 可決（全員一致）</p> <p>議案第108号 可決（全員一致）</p>

平成25年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第109号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
<p>消防法施行令の一部改正に伴い、住宅用防災報知設備に関する基準に係る条例の規定において、引用する政令の規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>また、自衛消防訓練等の届出行為の利便性を向上するため、届出期日に関する規定を整備しようとするもの。</p>	
<b>論 点 1 条例改正の妥当性について</b>	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	条例中「3日前」を「あらかじめ」とした場合、訓練直前の申し出にも対応できるのか。
答1	従来、職員立会いによる消防訓練や119番通報訓練については、事前の準備期間も必要と考え、申し出を3日前までとしていた。今回の条例改正にあたり、直前の申し出についても、可能な限り調整して対応していきたい。
問2	消防訓練を行う際に消防本部へ事前に連絡が必要であることについて、市民へどのように周知しているのか。
答2	消防訓練を義務とする施設については、毎年行っている立ち入り検査のときに周知している。その他ホームページ等を活用し市民に周知している。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成25年第3回(9月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第110号 平成24年度宝塚市水道事業会計決算認定について

議案の概要

平成24年度水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

平成24年度末の給水人口23万4,320人、年間有収水量2,379万9,610立方メートル、有収率95.9%。

収益的収支は、仮受仮払消費税を含む決算額で収入総額42億6,893万7,115円、支出総額43億8,645万9,670円で、差し引き1億1,752万2,555円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度は、1億3,620万6,023円の純損失となった。

資本的収支は、収入総額2億472万8,020円、支出総額13億1,551万3,208円となり、差し引き11億1,078万5,188円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填した。

論点 1 経営状況について

<質疑の概要>

問1 水道料金の改定による営業収益への影響は。

答1 平成24年12月から改定し、平成25年3月までの4カ月間で800万円程度の減収となっている。

問2 減収分は人員の縮減でカバーするとのことだが、料金改定にあたって、人口が横ばい、水道使用量が減少していくことを見越しているのか。

答2 料金改定は水道料金の値下げではなく、水道使用量に応じた料金構造の見直しを図ったもの。収益の減少はコストダウンで対応し、当分は料金改定を行わず利益剰余金で賄う。

問3 水道料金は値下げでないと言うが、結果的に収益は減少している。人口は横ばいから減少へ。分担金や料金の収入は減少していくし、利益剰余金もいずれ枯渇する。水道の統廃合により莫大な経費が必要になる。将来を見据えたとき、水道料金の値上げ改定は必要では。

答3 水道管の更新などいづれどこかで大きな事業費が必要となり、中長期的な経営計画を作成する必要がある。そこで料金改定の検討を要すると考える。

問4 宝塚市の水道をどのようにしていくか。そのビジョンの方向性を早期に出してもらわないと議論ができない。

答4 水道マスタープランでは、7カ所ある浄水場を惣川・小浜の2カ所に集約し、不

足分を県営水道と阪神水道から受水することとしている。今後、必要な事業費を詰めていく予定であり、はっきりした段階で議会に報告したい。

問5 深谷池の賃借料の用途は。

答5 日常的には使用していないが、小林浄水場の予備水源として水が不足したときに限り活用している。

問6 期末に棚卸しを行い、資材等の有無を把握しているか。

答6 水道メーターのみ把握しているが、短期間で消費する資材は必要がないと考えている。現物の確認は十分ではないが、台帳管理はできている。

問7 固定資産は時価で把握しているか。

答7 原則は取得価格で把握しており、資産価値に大きな変動が生じることがあれば見直すこととしている。

## 論点 2 宝塚市上下水道事業経営改革プランとの整合性

### <質疑の概要>

問1 管の耐震化や鉛管への更新が進んでいない。進捗を進めるには。

答1 阪神水道からの受水にとまなう経費がはっきりしてきた段階で、鉛管の更新に作業をシフトしていきたい。

問2 配水管布設工事で、1,000万円程度の追加契約が行われている工事があるが。

答2 県宝塚土木事務所の指示により水道管理設位置を歩道部から車道部に変更したことにとまなう、新たに必要となった工事費と逆に不要となった工事費との差額1,000万円程度が増額となった。

県との事前協議を受け発注していたが、協議の結果、変更することとなった。

問3 平成23年度から平成27年度にかけての経営改革プランは、予定どおり進捗しているか。

答3 現在の経営改革プランは、平成18年度から平成22年度にかけての経営改革プランの実績を検証し作成したものである。進捗状況については、施設の耐震化及び老朽化した施設の鉛管の更新が予定より遅れている。

問4 新庁舎建設にとまなうNTN(株)跡地の購入や建物の建設は、上下水道局が行うのか。

答4 市が土地を購入し利用計画を作成した後、必要部分を上下水道局へ譲渡する。建物は上下水道局が建設する。市の方針は決定していないが、建物が他の市施設

との複合施設となる場合は経費を按分することになる。	
問5 阪神水道からの受水には相当多額な経費が必要となるのか。	
答5 市の事業を縮小し阪神水道に参加したいとの思いである。現段階ではその負担がいくらになるかははっきりしていない。	
自由討議	なし
討論	なし
審査結果	認定（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第111号 平成24年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

**議案の概要**

平成24年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

平成24年度末の水洗化人口22万7,838人、年間有収水量2,377万2,355立方メートル、有収率89.7%。

収益的収支は、仮受仮払消費税を含む決算額で収入総額37億6,532万3,283円、支出総額39億6,971万5,019円で、差し引き2億439万1,736円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度は、2億859万7,296円の純損失となった。

資本的収支は、収入総額37億7,230万9,695円、支出総額56億9,463万100円となり、差し引き19億2,232万405円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填した。

**論点 1** 経営状況について

**論点 2** 宝塚市上下水道事業経営改革プランとの整合性

**<質疑の概要>**

問1 資金ショートが目に見えてきている。料金改定をしなければ長期借入となるが、どちらかの方法しか考えていないのか。

答1 最終的には料金改定しかないと考えている。

問2 料金改定により子育て世代に大きな負担を生じる。一般会計からの繰り入れを元に戻す考えはないのか。

答2 全国的に、雨水は「公」、汚水は「私」との考えに基づき、受益者負担としている。負担のあり方については、下水道審議会の意見を聞いて進めていきたいと考えている。

問3 審議会の委員に若い世代の方も入れて、意見を聞いていただきたい。

資本費の割合に応じ一般会計の繰り入れを下げたとのことだが、本市は山あいの地域が多く資本費は上がる。汚水は受益者負担でとなれば、一般会計の繰り入れを多くしないと料金が高くなるのは当たり前である。西宮市や芦屋市と比べるのはおかしい。

料金改定か長期借入かとなれば、料金改定しかない。審議会では、一般会計の繰り入れという方法も含めて検討いただきたい。

答3 平成18年に、市の財政状況が厳しいことから一般会計からの繰り出しについて再検討することとなった。当時の審議会で様々なご意見をいただいたが、阪神間、

全国の調査を行う中で、汚水については受益者負担で賄うこととした。

開発にともなう基金 27 億円を活用することで賄ってきたが、尼崎市では受益者負担で賄っていることもあり、最終的に基金も使い果たしたことから、改めて、料金改定について審議会に諮っていききたい。

問 4 上下水道局は銀行からお金を借り入れているが、宝塚市としては銀行に預金を預けている。すなわち銀行にプールしたお金を借りていることになる。グループファイナンス的なもっと上手な資金の運用ができないか。

答 4 庁内の資金繰りでは、起債についてはできるだけ繰上げ償還を行うほか、新たな借入れでは、公募の入札により低金利化で資金の導入を図るように努めている。また、一般会計と企業会計の間で、グループファイナンス的に資金の貸し借りを図るなどしている。今後ともがんばっていく。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	認定（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第113号 財産（災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材）の取得について

**議案の概要**

救急業務の対応能力の向上を図るために災害対応特殊救急自動車を更新整備し、西消防署南部出張所に配置しようとするもの。

取得金額は、3,381万円で、神戸市須磨区大池町3丁目1番1号、兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所から取得しようとするもの。

**論 点 1 入札について**

**<質疑の概要>**

問1 市内業者から入札だけでも参加させて欲しいとの声があるが、どうか。

答1 平成24年の薬事法改正により、救急車の販売については高度管理医療機器等販売業許可が必要になった。消防自動車の納入を希望する市内業者には許可業者はなかった。

問2 辞退者が多いが、理由は。

答2 7者のうち2者は事前辞退。理由は、都合により参加できない、取り扱いが出来ないものがあるとのことだった。入札の1回目は予定価格超過であり、1回目の入札額より下げられない事業者が2回目を辞退したと考えている。

問3 予定価格は、適正な価格で購入するために設定するものではないか。予定価格と実勢価格を近づける努力が必要では。

答3 救急車を製作する業者は国内では2者のみ。価格は年々変動しており、近隣市の情報収集に努めながら慎重に決めていきたい。

問4 購入のための財源の内訳は。

答4 当初国庫補助金を想定していたが、消防庁より不採択の通知があり、市単独予算での整備となった。

問5 不採択となった理由は。

答5 今年度消防車2台と救急車1台の整備を検討しているが、うち消防車2台が国庫補助の対象となった。緊急車両の整備については、国の補助金を見込んでいる市がほとんどであり、今年度は兵庫県内で8台の割り振りがあったと聞いている。

問6 高度救命処置用資機材を別途医療機器取扱業者から購入してはどうか。

答6 救急車は、狭い車内に効率よく資機材を配置できるよう資機材の形状等にあわせた設置場所を作り設置したうえで納入するので、別途購入は難しい。他市の状況を確認するなど、適切な財産取得に努めたい。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成25年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

**議案番号及び議案名**

議案第118号 公の施設（宝塚市営住宅）の指定管理者の指定について

**議案の概要**

宝塚市営住宅を管理する指定管理者の指定期間が平成26年3月31日をもって満了するため、同年4月1日から平成31年3月31日までの間における当該施設の指定管理者として、大阪市天王寺区上本町5丁目7番12号、近鉄住宅管理株式会社を指定しようとするもの。

**論 点 1 選定について**

**<質疑の概要>**

問1 選定された事業者は、家賃等の徴収業務の執行についての項目の評価が他の事業者より高いが、理由は。

答1 応募3団体の中で最も高い目標値を設定していることと、他の公営住宅で高い徴収率を維持している実績から高評価につながった。

問2 気になるのは住民の安心感。円滑な引き継ぎの内容は。

答2 事業者の変更は今回初めてであり、住宅管理人や自治会長への面談などを検討している。基本的には現在のやり方を引き継ぐとともに、今までの対応についての苦情なども合わせて引き継いでいく。

問3 家賃徴収率の向上についての手法は、どのようなことを想定しているのか。

答3 既に指定管理者として関わっている他市の事例では、地域でコミュニティを形成して関係づくりをしていく中で、家賃をためない段階で話をし、強制ではなく任意で支払っていただけるよう進めていくとの説明であった。

問4 民と官とは手法が異なる。強制的な取り立てではなく、入居者の実態に添った対応が必要。福祉との連携などはどう考えているのか。

答4 専任の担当者を置いた相談窓口を設ける。騒音やペットの問題、福祉相談窓口案内等の相談を想定している。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成25年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第119号	市道路線の認定について
議案第120号	市道路線の認定について
議案第121号	市道路線の認定について
議案第122号	市道路線の認定について
議案第123号	市道路線の認定について
議案第124号	市道路線の認定について
議案第125号	市道路線の認定について
<b>議案の概要</b>	
都市計画法第40条第2項による土地の帰属により、新規認定をしようとするもの。	
<b>論 点 1 認定基準について</b>	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	車道には側溝が設けられているが歩道には側溝がない。広い歩道や階段の場合、雨水の逃げ道が必要では。
答1	歩道については透水性舗装を原則としており、より表面から地下に浸透するようにしている。
問2	通常の雨量ならよいが、最近のゲリラ豪雨には耐えられないのでは。
答2	従来の基準にこだわらず、ゲリラ豪雨にも耐えられるよう対応していきたい。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	議案第119号 可決（全員一致） 議案第120号 可決（全員一致） 議案第121号 可決（全員一致） 議案第122号 可決（全員一致） 議案第123号 可決（全員一致） 議案第124号 可決（全員一致） 議案第125号 可決（全員一致）

